

J R 三島・貨物会社に係る税制特例の存続等を求める意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、公共輸送の使命と鉄道の再生を図るべく、J R 7社が誕生しました。国鉄改革は、J R 各社がそれぞれ自立経営を確保し、地域を支える鉄道を再生することを目的として実施されました。

そして、新幹線や都市圏の路線を有するJ R 東日本、東海、西日本の本州三社は、これまで堅調な経営を確保し、株式を上場して完全民営化を果たしました。しかし、J R 北海道、四国、九州のJ R 三島会社とJ R 貨物については、経営基盤が脆弱で、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、自助努力を重ねてきたが、来月4月にJ R 発足25年の節目を迎える今日もなお、経営自立を確保する目処が立っていません。

政府は、J R 三島・貨物会社の経営支援に向け、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の資金を活用した支援策を実施すべく、3月8日に「国鉄清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案」として衆議院に提出され、国会審議を経て6月8日までに衆参両院本会議で可決成立しました。

こうした中、本年度末には、J R 三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎えます。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、J R 三島・貨物会社の社会的な役割と、未だ完遂されていない国鉄改革の課題に鑑みれば、J R 発足25年を契機に、これらの税制特例措置を存続し、当該各社の経営自立にむけた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保にむけた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

以上の認識に基づき、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要望します。

記

- 1 J R 三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」「新車特例」等）を存続すること。
- 2 J R 三島・貨物会社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること。
- 3 J R 三島・貨物会社の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること。

以上、地方自治法 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 23 年 12 月 19 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
総務大臣

}
宛